

平成30年2月  
北九州市

## 北九州市立美術館嘱託員（教育普及学芸員）採用試験案内

- ◇ 申込期限 【郵送】平成30年3月6日（火）消印有効
- ◇ 必ず簡易書留で郵送してください。

### 1 試験実施の趣旨

この試験は、平成30年度における北九州市立美術館嘱託員(教育普及学芸員)の委嘱にあたって、必要な適性の有無を判断させて頂くために実施するものです。

### 2 職務内容

- (1) 北九州市立美術館で実施する美術鑑賞事業全般
  - ・美術鑑賞事業のプログラムの企画立案
  - ・事前、当日対応（現場統括）等
- (2) その他美術館教育普及事業に関する業務

### 3 採用予定数及び受験資格

- (1) 採用予定数 2名
- (2) 受験資格（次の全ての要件を満たす人が受験できます。）
  - ① 昭和28年4月2日以降に生まれた人
  - ② 学芸員の資格を有する人、又は平成30年3月31日までに取得見込みの人。

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・成年被後見人、被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・北九州市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

※ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。）と判明した場合は、他の成績いかんにかかわらず不合格となります。なお、最終合格者決定にあたって、必要な官公庁への照会を行います。

#### 4 試験の日程等

- (1) 試験日時 平成30年3月13日(火) 13時～
- (2) 試験会場 北九州市立美術館本館(北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町21-1)
- (3) 試験方法 ①記述試験 教育普及学芸員として必要な専門的知識及び能力について記述式による筆記試験を行います。  
②個別面接
- (4) 合格発表 決定次第文書で通知します。

#### 5 委嘱の条件 (社会経済情勢等の変化により、委嘱の条件は変わることがあります。)

- (1) 勤務場所 北九州市立美術館本館(北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町21-1)
- (2) 委嘱時期 合格者は平成30年4月1日から委嘱する予定です。
- (3) 委嘱期間 嘱託員として年度ごとに委嘱します。特に勤務状況の良い人については、次年度も委嘱することがあります。(最長3年)。ただし、委嘱の当該年度当初において、65歳に達しない人としします。
- (4) 勤務日 週5日勤務(4週8休制)  
週休日は、4週間を通じ8日間となる所属長の指定する日。  
(土・日・祝祭日の勤務の場合あり)
- (5) 勤務時間 9時00分～17時30分(休憩時間1時間)
- (6) 報酬 月額209,700円(通勤費の一部補助あり。)
- (7) 社会保険 厚生年金保険、健康保険、雇用保険の適用あり。

#### 6 受験手続

##### (1) 申込書類

以下の書類を郵送してください。(簡易書留)

##### ①JIS規格の履歴書

※内容を記入し、写真をしっかりとのり付けして下さい。

※記載内容に不備がある場合は受付できませんので注意してください。

##### ②学芸員資格を有することを証明する書類の写し(取得見込み証明書でも可)

※教育普及活動について実績を示す論文あるいは資料があれば添付してください。

##### ③返信用封筒

※定形封筒の表に、受験者が郵便物を受取ることができる宛先(郵便番号、住所、氏名)を記入のうえ、82円切手を貼って下さい。

##### (2) 申込先・問い合わせ先(月曜日を除く9時30分から17時45分)

北九州市立美術館 普及課

〒804-0024 北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町21-1

電話 093-882-7777